

目次
条例

- 青森県附属機関に関する条例及び青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例 (人能力開発課) ……二
- 青森県県税条例の一部を改正する条例 (税務課) ……三
- 青森県理容師法施行条例等の一部を改正する条例 (生活衛生課) ……四
- 青森県立保健大学条例の一部を改正する条例 (健康医療課) ……五
- 青森県宮柳町駐車場条例の一部を改正する条例 (都市計画課) ……六



青森県報

号外第八十六号

平成十三年十月十七日(水曜日)

条例

青森県附属機関に関する条例及び青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十月十七日

青森県知事木村守男

青森県条例第六十三号

青森県附属機関に関する条例及び青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例の一部を改正する条例

(青森県附属機関に関する条例の一部改正)

第一条 青森県附属機関に関する条例(昭和三十六年一月青森県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一青森県職業能力開発審議会の項中「第九十七条第一項」を「第九十一条第一項」に改める。

(青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例の一部改正)

第二条 青森県職業能力開発促進法関係手数料の徴収等に関する条例(平成十二年三月青森県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第六十四条第二項」を「第四十六条第一項」に、「第六十五条」を「第四十九条」に改める。

第三条第一項中「第六十四条第四項」を「第四十六条第四項」に改める。

別表第四号中「第六十二条第一項」を「第四十四条第一項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十月十七日

青森県知事　木村守男

青森県条例第六十四号

青森県県税条例の一部を改正する条例

青森県県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第三十五条の三第一項ただし書、第五十七条の二第一項ただし書及び第七十六条の三第一項ただし書中「厚生年金基金契約」の下に「、確定拠出年金資産管理契約」を加える。

附則第八条の二第一項中「附則第十八条第一項」の下に「及び第二項」を加え、「第六項第一号」を「第七項第一号」に改め、同条第六項第三号及び第四号中「附則第三十五条の二第八項」を「附則第三十五条の二第十項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 県民税の所得割の納税義務者について、法附則第三十五条の二第六項の規定の適用がある場合における第一項の規定の適用については、政令附則第十八条第三項に規定するところにより、法附則第三十五条の二第六項に規定する譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上、当該譲渡をした年中の租税特別措置法第三十七条の十第六項に規定する長期所有上場株式等の法附則第三十五条の二第六項に規定する譲渡（同項に規定する特定期間内のものに限る。）に係る譲渡所得の金額から百万円（当該譲渡所得の金額が百万円に満たない場合には、当該譲渡所得の金額）を控除するものとする。

附則第八条の二の二第三項中「第五項」を「第六項」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の青森県県税条例附則第八条の二及び第八条の二の二第三項の規定は、平成十三年十月一日から適用する。

青森県理容師法施行条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十月十七日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第六十五号

青森県理容師法施行条例等の一部を改正する条例

(青森県理容師法施行条例の一部改正)

第一条 青森県理容師法施行条例（平成十二年三月青森県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第八条第三号」を「第九条第三号」に改める。

(青森県保健婦助産婦看護婦法関係手数料徴収条例の一部改正)

第二条 青森県保健婦助産婦看護婦法関係手数料徴収条例（平成十二年三月青森県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第十三条第二項」を「第十二条第二項」に改める。

(青森県毒物及び劇物取締法関係手数料徴収条例の一部改正)

第三条 青森県毒物及び劇物取締法関係手数料徴収条例（平成十二年三月青森県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第三十六条の六第一項第一号」を「第三十六条の七第一項第一号」に改め、同条第一号中「第三十六条の六第四項」を「第三十六条の七第四項」に改め、同条第四号中「第三十六条の六第一項第二号」を「第三十六条の七第一項第二号」に改め、同条第五号中「第三十六条の六第四項」を「第三十六条の七第四項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

青森県立保健大学条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十月十七日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第六十六号

青森県立保健大学条例の一部を改正する条例

青森県立保健大学条例（平成十年十一月青森県条例第五十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

一三二、六〇〇円
三三三、四〇〇円
二七、七〇〇円

を

八三、一〇〇円
八四、六〇〇円

に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 平成十三年度の入学に係る入学料の額は、改正後の青森県立保健大学条例別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

青森県宮柳町駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十三年十月十七日

青 森 県 知 事 木 村 守 男

青森県条例第六十七号

青森県宮柳町駐車場条例の一部を改正する条例

青森県宮柳町駐車場条例（平成九年三月青森県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「午前七時から午後十時」を「午前零時から午前二時まで及び午前七時から午後十一時」に改める。

別表中

入場した日に出場する場合	一時間までにつき 一時間を超える場合 超過時間三十分までごとに	二百十円 百円
入場した日の午後九時まで	一時間までにつき	一百円

一時間を超える場合

超過時間三十分までごとに

百円

入場した日の翌日以後の日に出場する場合

入場した日の午後九時から出場する日の午前七時三十分まで
午後九時から翌日の午前七時三十分まで

一夜につき

五百三十円

午前七時三十分から午後九時まで

一日につき

二千七百円

出場する日の午前七時三十分以後

三十分までごとに

百円

一時間までにつき

一時間を超える場合

超過時間三十分までごとに

二百十円

百円

入場した入出場可能時間帯（午前七時から
翌日の午前二時までの間をいう。以下同
じ。）に出場する場合

ただし、午後十時三十分後に出場し、かつ、入場してから出場するまでの時間（午後五
時前に入場した自動車にあっては午後五時三十分以後午後六時前の間に始まる三十分ごと
の超過時間が経過した時から出場するまでの時間とし、午後五時以後午後六時前に入場し
た自動車にあっては入場してから一時間が経過した時から出場するまでの時間とする。以
下同じ。）が四時間三十分を超える場合の当該入場してから出場するまでの時間について
は、千円とする。

入場した入出場可能時間帯の午後六時まで

一時間までにつき

一百十円

一時間を超える場合

に、

超過時間三十分钟までごとに

百円

入場した入出場可能時間帯の午後六時から出場する入出場可能時間帯の午前九時まで

午後六時から翌日の午前九時まで

一夜につき

午前九時から午後六時まで

一日につき

千八百円

出場する入出場可能時間帯の午前九時以後

三十分までごとに

百円

ただし、午後十時三十分後に出場する場合の午後六時から出場するまでの時間については、千円とする。

「午後七時から翌日の午前七時三十分」を「午後六時から翌日の午前九時」に、「一万二千二百円」を「一万三千百円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成十三年十一月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）における自動車駐車場に入場し、及び自動車駐車場から出場することができる時間は、改正後の青森県宮柳町駐車場条例第三条第一項の規定にかかわらず、午前七時から午後十二時までとする。
- 3 施行日の前日の午後九時から翌日の午前九時までの間の自動車駐車場への自動車の駐車に係る駐車料金及び改正前の青森県宮柳町駐車場条例別表に定める定期料金により施行日前から施行日以後の日までの間にについて自動車駐車場へ自動車を駐車させることができることとされている者の当該定期料金に係る期間の自動車駐車場への自動車の駐車に係る駐車料金については、なお従前の例による。